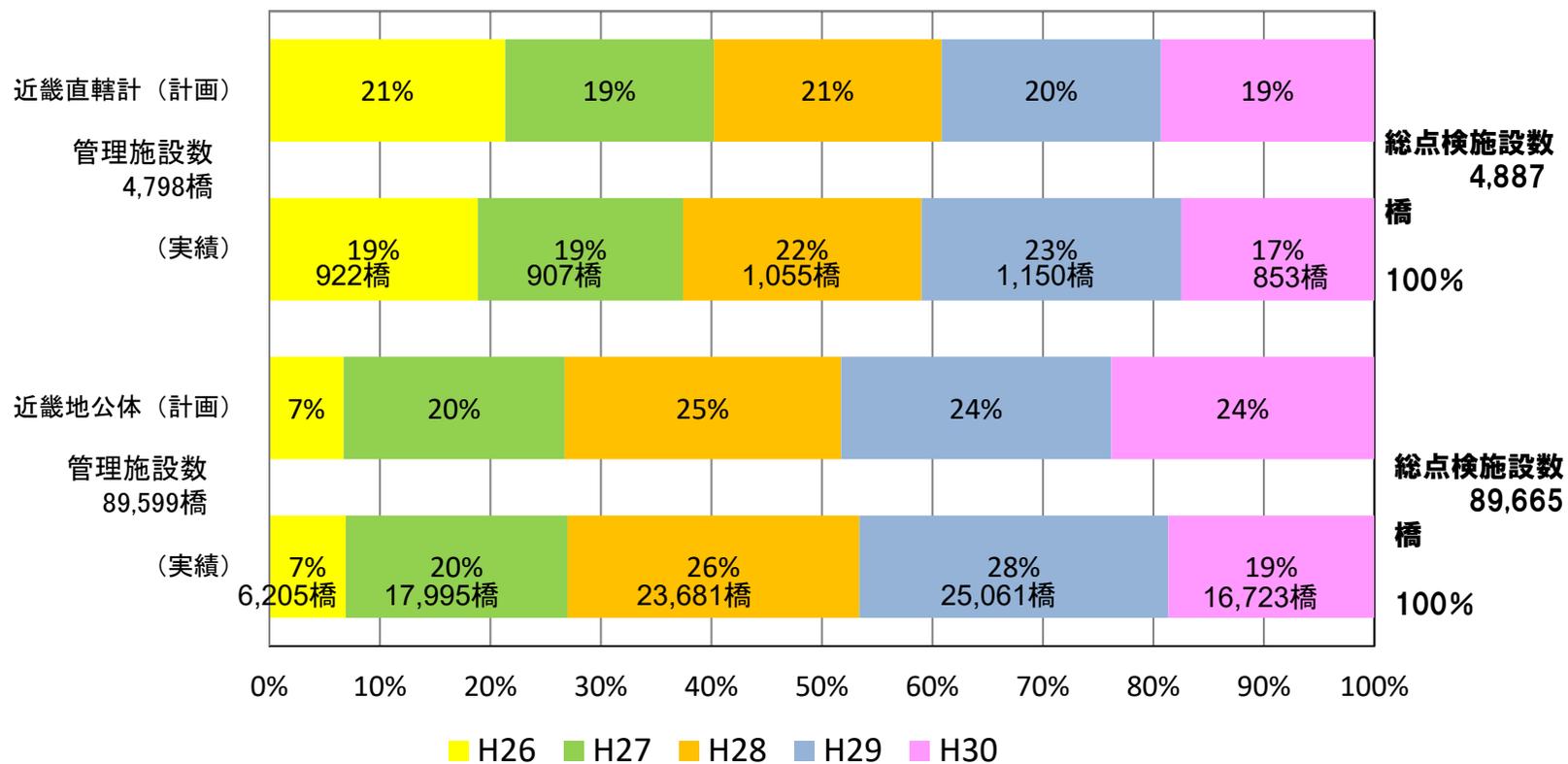


平成26年度から平成30年度までの5年間の点検計画と実施状況

橋梁点検の計画と実績(速報値※)



(H31.3末時点:整備局調べ)

※H30の点検結果は速報値(実施見込み数)です。
実績率は、総点検数に対する率にて算出

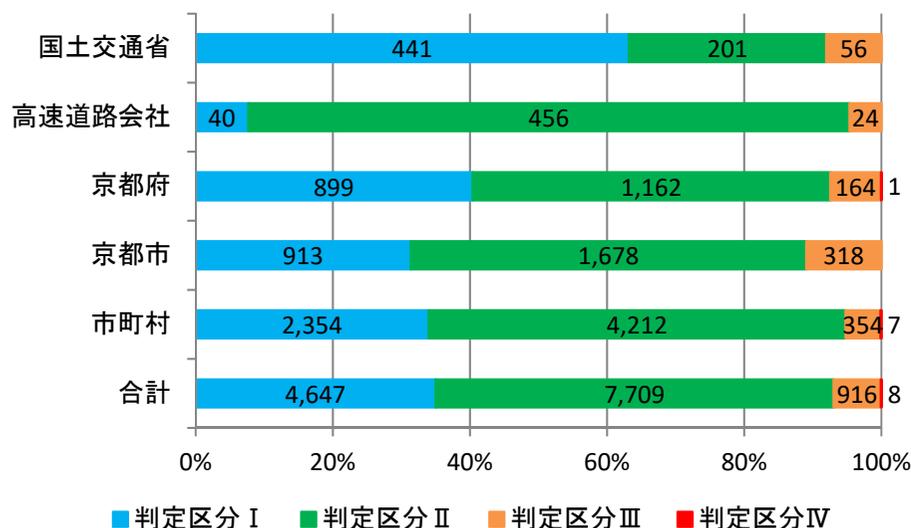
1巡目(H26~H30)の点検結果(橋梁)について

資料3

○平成26年度～平成30年度の点検結果について、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は8橋（0.06%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は916橋（6.9%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は7,709橋（58.0%）。

<平成26～30年度管理者別点検速報（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	695	698	441	201	56	0	63.2%	28.8%	8.0%	0.0%
高速道路会社	520	520	40	456	24	0	7.7%	87.7%	4.6%	0.0%
京都府	2,268	2,226	899	1,162	164	1	40.4%	52.2%	7.4%	0.0%
京都市	2,909	2,909	913	1,678	318	0	31.4%	57.7%	10.9%	0.0%
市町村	6,965	6,927	2,354	4,212	354	7	34.0%	60.8%	5.1%	0.10%
合計	13,357	13,280	4,647	7,709	916	8	35.0%	58.0%	6.9%	0.06%



※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が6割、京都府・京都市・市町村は3～4割に対して、高速道路会社0.8割と健全度が低い。
 判定Ⅱ：高速道路会社は約9割、京都府・京都市・市町村は5～6割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国・京都府・京都市は0.7～1割、高速道路会社・市町村は0.5割と少ない割合。
 判定Ⅳ：京都府で1橋、市町村で7橋。

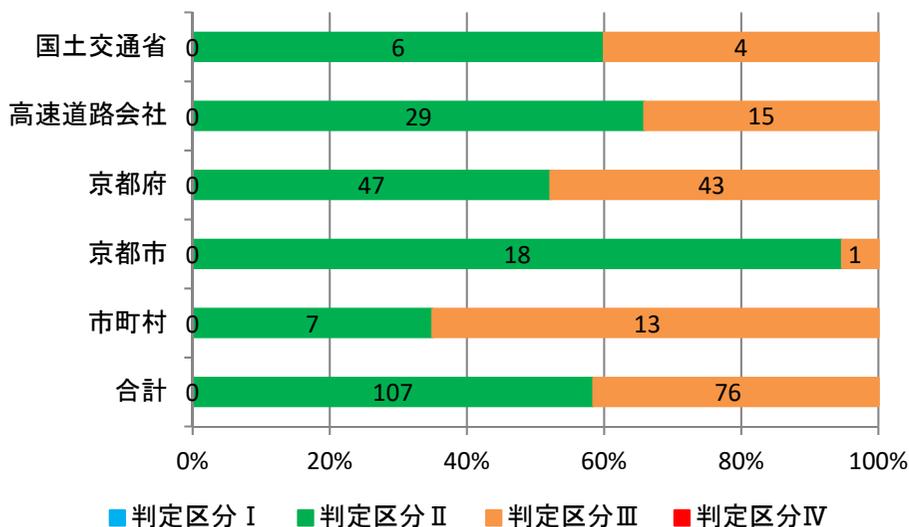
1巡目(H26~H30)点検結果(トンネル)について

○平成26年度～平成30年度の点検結果について、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は76本（41.5%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は107本（58.5%）。

<平成26～30年度管理者別点検速報（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	10	10	0	6	4	0
高速道路会社	44	44	0	29	15	0
京都府	88	90	0	47	43	0
京都市	19	19	0	18	1	0
市町村	22	20	0	7	13	0
合計	183	183	0	107	76	0

判定区分内訳(%)			
I	II	III	IV
0.0%	60.0%	40.0%	0.0%
0.0%	65.9%	34.1%	0.0%
0.0%	52.2%	47.8%	0.0%
0.0%	94.7%	5.3%	0.0%
0.0%	35.0%	65.0%	0.0%
0.0%	58.5%	41.5%	0.0%



※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

トンネルの判定区分の評価

判定Ⅰ：無し。
 判定Ⅱ：国・高速道路会社・京都府は5~7割、京都市は9割が、予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国・京都府・市町村は4~6割、高速道路会社は3割が、早期に講ずべき段階となっている。
 判定Ⅳ：無し。

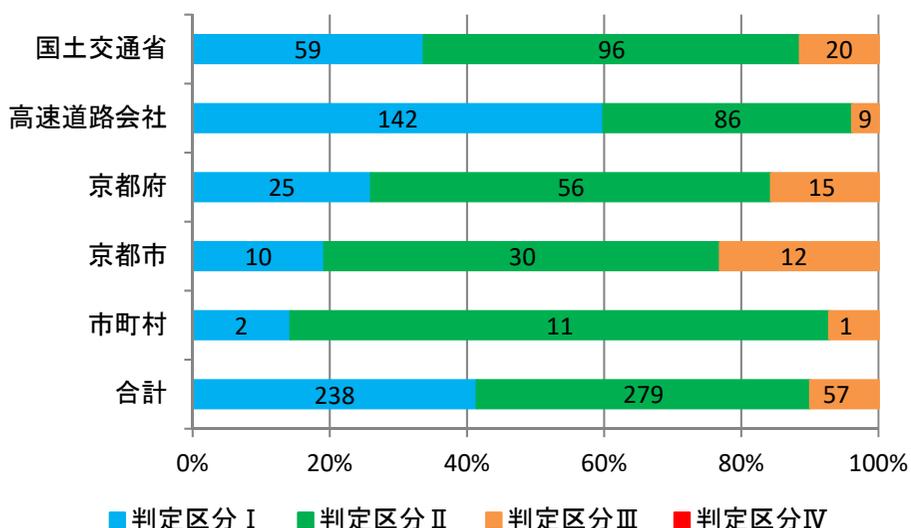
1巡目(H26~H30)点検結果(道路附属物等)について

資料3

○平成26年度～平成30年度の点検結果について、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0基（0%）で該当なく、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は57基（9.9%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は279基（48.6%）。

<平成26～30年度管理者別点検速報（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	188	175	59	96	20	0	33.7%	54.9%	11.4%	0.0%
高速道路会社	237	237	142	86	9	0	59.9%	36.3%	3.8%	0.0%
京都府	98	96	25	56	15	0	26.0%	58.3%	15.6%	0.0%
京都市	54	52	10	30	12	0	19.2%	57.7%	23.1%	0.0%
市町村	12	14	2	11	1	0	14.3%	78.6%	7.1%	0.0%
合計	589	574	238	279	57	0	41.5%	48.6%	9.9%	0.0%



※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

道路附属物等の判定区分の評価

判定Ⅰ：国・京都府・京都市が2~3割程度に対して、高速道路会社・市町村が約6割と健全度が高い。
 判定Ⅱ：高速道路会社が約4割、国・京都府・京都市が約6割、市町村の約8割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国が約1割、京都府・京都市が約2割と、早期に講ずべき段階となっており健全度が低い。
 判定Ⅳ：無し。

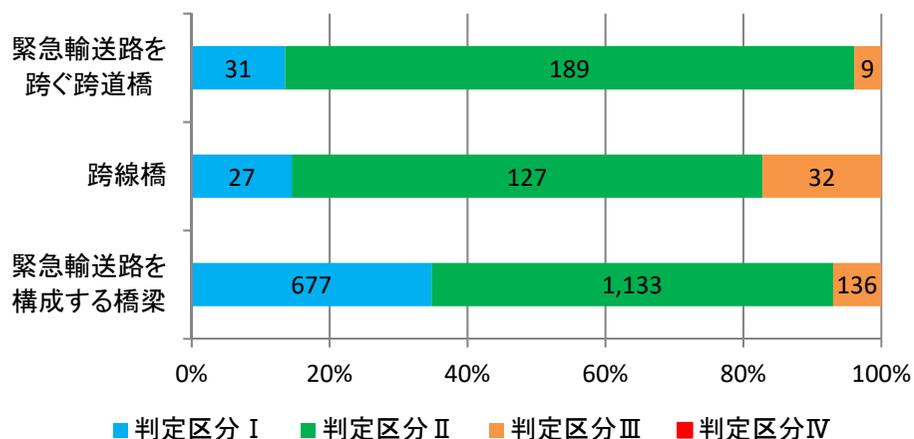
1巡目(H26~H30)点検結果(優先すべき橋梁)

資料3

○平成26年度～平成30年度の点検結果について、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋(0%)で該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は177橋（7.5%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,449橋（61.4%）。

<平成26～30年度点検速報（優先すべき橋梁）>

道路施設	管理施設数	点検実施数	判定区分				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ跨道橋	235	229	31	189	9	0	13.5%	82.5%	3.9%	0.0%
跨線橋	186	186	27	127	32	0	14.5%	68.3%	17.2%	0.0%
緊急輸送路を構成する橋梁	1,973	1,946	677	1,133	136	0	34.8%	58.2%	7.0%	0.0%
合計	2,394	2,361	735	1,449	177	0	31.1%	61.4%	7.5%	0.0%



※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

優先すべき橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・跨線橋が1.4割、緊急輸送を構成する橋梁が3.5割程度。
 判定Ⅱ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋が8割、跨線橋が7割、緊急輸送を構成する橋梁が6割程度。
 判定Ⅲ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・緊急輸送を構成する橋梁が1割未満、跨線橋が2割程度。
 判定Ⅳ：無し。